

入札公告

老人福祉施設南紀園旧施設跡地を次のとおり一般競争入札により売却いたしますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告いたします。

平成 30 年 7 月 2 日

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合
管 理 者 三 軒 一 高

記

1. 入札方式による売却の流れ（概要）

応募案内書の配布	平成 30 年 7 月 2 日（月）～平成 30 年 7 月 27 日（金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
現地説明会	平成 30 年 7 月 30 日（月）午前 9 時～ 和歌山県東牟婁郡太地町太地大字太地 2281 番地
申込及び質疑提出期間	平成 30 年 7 月 13 日（金）～平成 30 年 7 月 27 日（金） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
質疑回答日	平成 30 年 8 月 6 日（月）までに FAX で回答する
入札参加資格「無し」の通知	平成 30 年 8 月 3 日（金）までに理由書を郵送する
入札参加資格「有り」の通知	平成 30 年 8 月 3 日（金）までに郵送する
入札保証金の振込	平成 30 年 8 月 10 日（金）までに 入札金額の 100 分の 5 以上を指定銀行口座に振込みする事
入札日時、場所	平成 30 年 8 月 21 日（火）午前 9 時～ 〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地 1770-15 老人福祉施設南紀園 会議室
契約保証金の振込	売買契約の本締結時までに 入札金額の 100 分の 10 以上を指定銀行口座に振込みする事
売買契約の締結	平成 30 年 8 月 27 日（月）～平成 30 年 8 月 31 日（金）
売買代金の支払い	売買契約の締結後 30 日以内に指定銀行口座に振込みする事

2. 物件の表示

種別	所在及び地番	地目	地積	最低売却価格 (税込) (円)
土地	和歌山県東牟婁郡太地町大字太地 安ヶ平見 2202 番 1、字西地 2277 番・2281 番・2281 番 1・2281 番 2・ 2286 番	宅地	(登記) 8,984.88 m ²	93,432,000

物件の所在は付属資料をご覧ください。

最低売却価格は不動産鑑定評価によるものです。

- (注1) 物件は、当該土地すべての工作物、樹木等を含むものとして、現況有姿で引渡しますので現地確認を行ってください。
- (注2) 建築制限について、あらかじめ調査してください。落札した物件を使用するに当たっては、都市計画法・建築基準法等の各種法令等の規制がありますので、あらかじめご自身で関係部署に照会する等十分調査してください。
- (注3) 物件の工作物等の補修、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合は対応いたしません。また、宅地造成時の構造図面及び構造計算書等はありません。
- (注4) 物件及び隣接地の擁壁、直壁、ブロック塀、排水施設等について、地上及び地下にて境界を越えている場合があります。これら越境物の移設、撤去、再築造及びその費用負担、隣接地地権者等との協議等について東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合は対応いたしません。

3. 入札参加者の資格

- (1) 個人及び法人とします。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとします。

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから3年間を経過しない者又は本組合構成市町村有地売払の入札執行日6カ月以内に手形、小切手を不渡りにした者
- イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続き開始決定がなされていない者
- ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局からの排除の養成がある者。

4. 入札参加の条件

(1) 2名以上の連名（共有）による入札参加もできますが、その中の1名が同一物件に重複する入札参加はできません。

※ 契約は申し込まれた方の名義にて行います。単独名義で申し込んだ方が共有名義にて契約するというようなことはできませんのでご注意ください。

5. 現地説明会

平成30年7月30日（月）午前9時00分開始

※ 現地説明会に出席されなくても入札には参加することはできますが、できるだけご参加ください。

※ 開始時刻より15分過ぎても参集者がいない場合は中止します。

6. 入札参加申込及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申込をし、入札参加資格の確認を受けることとなります。

(1) 申込期間 平成30年7月13日（金）から平成30年7月27日（金）必着
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

(2) 申込時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出先 〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地1770番15
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合 事務局

(4) 提出書類

① 「一般競争入札参加申込書兼受付書」（指定用紙）

・ 添付書類（発行後3ヶ月以内のもの）

個人の場合 住民票及び印鑑登録証明書（各1通）

法人の場合 資格証明書（※）及び印鑑証明書（各1通）

※資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄本、登記事項証明書等）

[注] 1. 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

2. 外国人の場合は、外国人登録証明書（登録原票記載事項証明書等）及び印鑑登録証明書を提出していただきます。

② 誓約書（指定用紙）

住所・商号・又は名称・氏名を記載していただき、入札書に押印された実印にて押印してください。

(5) 提出方法 書類の提出は、持参又は、[書留]による郵送とします。「一般競争入札参加申込書兼受付書在中」と封筒の表、左下欄に朱書きしてください。

7. 一般競争入札参加申込受付

ア 入札参加資格が「無し」と確認された方には、平成30年8月3日（金）までに理由書を送付します。

イ 入札参加資格が「有り」と確認された方には、平成30年8月3日（金）までに「一般競争入札参加申込書兼受付書」を各入札参加者へ送付します。「一般競争入札参加申込書兼受付書」は、入札実施日に必要ですので大切に保存してください。

8. 入札保証金

(1) 入札保証金の納入

1. 入札参加者は、各自が見積もる入札金額の100分の5以上（1円未満切上）の入札保証金を金融機関にて「17. 入札保証金等の振込先口座」に平成30年8月10日（金）までに振り込んでください。

このとき金融機関から交付される振込金受領書は入札当日、入札会場で提示していただくこととなりますので、入札当日まで大切に保存しておいてください。

2. 落札されなかった方への入札保証金の返還は、入札保証金還付請求書が提出されたのち、還付の手続きを行います。

9. 入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者がした入札書
- イ 同一事項について、2通以上の入札書を提出した入札書
- ウ 入札者の記名押印のない入札書
- エ 金額その他の重要事項の記載が不鮮明な入札書（金額の訂正は認められません）
- オ その他入札に関する条件に違反した場合

10. 入札の辞退

入札の参加者は、入札参加申込締切日までにいつでも入札を辞退することができます。

その際、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合で用意する入札辞退届を提出していただくこととなります。

11. 入札場所及び日時

- (1) 場所 〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地 1770 番 15
東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合 会議室
- (2) 日時 平成30年8月21日（火） 午前9時00分

12. 入札方法

- ア 入札前に一般競争入札参加受付書、入札保証金を振り込んだときの払込金受領書、運転免許書等本人と確認できるものを提示してください。
- イ 代理人又は復代理人により入札する場合は、入札前に委任状を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人又は復代理人が記名、押印してください。
- ウ 金額の前に「¥」マークを記入し、物件の総額を記入してください。
- エ その他の入札書に必要な事項を記入押印のうえ封筒に入れ糊付けし、指定された時間に入札します。
- オ 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。
- カ 最低売却価格以上で最高価格の入札をした者を落札者とします。
- キ 入札回数は1回とします。ただし、落札者となるべき同価格の入札者が2名以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

13. 入札の取りやめ等

- ア 入札参加書が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公平に執行すること

ができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがあります。

イ 災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期し又は中止することがあります。

14. 落札者との売買契約手続き

(1) 売買契約の締結

平成 30 年 8 月 27 日（月）から平成 30 年 8 月 31 日（金）（土曜日、日曜日除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの期間で落札者のご都合のつく日に東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合と売買契約を締結していただきます。

(2) 契約保証金

売買契約締結時まで、契約保証金として、売買価格の 100 分の 10 以上（1 円未満切上）に相当する金額を「17. 入札保証金等の振込先口座」に振り込んで下さい。

契約保証金は納入した日から売買代金の一部に充てる日までの期間、利息は付さないものとしします。

(3) 売買代金の支払い

売買代金は、納入している契約保証金を差し引き、売買契約締結後 30 日以内に「17. 入札保証金等の振込先口座」に振り込んで下さい。

(4) 権利譲渡の禁止

落札者は、入札によって得た権利義務を第三者に譲渡できません。

(5) 土地利用条件等

物件は、建築物の用途を戸建住宅とした住宅用地として利用すること。

15. 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納入後、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合において所有権移転登記を行います。

売買契約者名義で所有権の移転登記を行います。（共有名義での契約の際、共有持分については契約前にご連絡ください。）

イ 費用負担

売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税は、落札者（契約者）の負担とします。

16. 質疑について

(1) 入札に関して質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入の上、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合 事務局へ書面で提出してください（FAX 可）。電話での受付はできませんのでご了承ください。

なお、質疑がない場合は、提出の必要はありません。

ア 質疑提出期間 平成 30 年 7 月 13 日（金）から平成 30 年 7 月 27 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）

イ 質疑提出場所 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合 事務局

ウ 質疑回答日 平成 30 年 8 月 6 日（月）まで

17. 入札保証金等の振込先口座

銀行名 紀陽銀行 太地支店

預金種目 普通

口座番号 113672

口座名義人 老人ホーム 南紀園
園長 海野 好詔

18. 問合せ先

東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合 事務局

電話 0735-59-2467 FAX 0735-59-4129